

CI(コーポレートアイデンティティ)スタンダードと商標マニュアル

※IIBA®日本支部からのご注意：本ドキュメントはIIBAの本部のWebサイトからダウンロードできる“Corporate Identity Standards and Trademarks Manual”（2012年2月9日版）を、本部の許可を得てIIBA日本支部が翻訳した参考訳です。本部のWebサイトの情報は予告なく変更されることがありますので、最新情報は必ず本部のWebサイトで確認してください。

はじめに

このスタンダードマニュアルは、International Institute of Business Analysis (IIBA) のプロダクトやマーケティング資料、およびコミュニケーション資料を作成する際に考慮すべき事項をまとめたものです。本書で述べる規範を順守し、IIBAというブランドのアイデンティティの維持と、一貫した対外イメージの確保に努めてください。

IIBA®のロゴはIIBAのブランドイメージの礎をなすものとして、保護し、活用していかねばなりません。ロゴ以外にもさまざまな要素が、IIBAのブランドイメージを作り上げています。これらの要素を適切に使用し、すべてのプロダクトと文書について外観を統一して、品質スタンダードに適合させてください。

本書は、IIBAのプロダクトやコミュニケーション資料を作成する際のクイックリファレンスとして活用してください。本書で述べるスタンダードは、本書で明示的に言及していないものも含めて、すべてのプロダクト、文書、電子的コミュニケーションに適用されるものです。

IIBAの商標を使用される際には、必ず、本書の「商標に関するその他の要件およびガイドライン」の項を確認してください。

その際、商標類がIIBAに帰属することを告知する必要があります。商標類を使用する通信文、文書、パッケージ、その他の資料には、以下の告知を必ず付記することが求められています。

「IIBA®、IIBA®のロゴ、BABOK®、および*Business Analysis Body of Knowledge*®は、International Institute of Business Analysisの登録商標です。CBAP®およびCCBA®は、International Institute of Business Analysisの登録認定マークです。Certified Business Analysis Professional、Certification of Competency in Business Analysis、Endorsed Education Provider、EEP、およびEEPのロゴは、International Institute of Business Analysisの商標です。」

IIBAとの関わりの有無を問わず、すべての専門家や組織は、商標類を使用するには事前にIIBAの許可を得る必要があります。

本書を読んでも解決できない不明点は、マーケティング担当の Kelly Frankhouser (Kelly.frankhouser@iiba.org) までお問い合わせください。

コーポレートフォント

コーポレートフォントのガイドラインは、付録Aを参照してください。

IIBA®、IIBA®のロゴ、BABOK®、およびBusiness Analysis Body of Knowledge®は、International Institute of Business Analysisの登録商標です。

CBAP®、CCBA®およびCBAP®とCCBA®のロゴはInternational Institute of Business Analysisの登録認定マークです。

Certified Business Analysis Professional™、Endorsed Education Provider™、EEP™、およびEEP™のロゴはInternational Institute of Business Analysisの商標です。

Certification of Competency in Business Analysis™はInternational Institute of Business Analysisの商標です。

すべてのロゴの使用に関する諸注意

- ロゴおよび登録商標の配置には、いっさいの変更を加えてはなりません。何かと接触させたり、改変したりすることのできない画像として扱ってください。
- ロゴの上下1/4インチ(6.35ミリメートル)以内には、文字列を配置しないでください。
- ロゴの完全性を保持するため、ロゴの近辺には何も配置しないでください。また、他の要素を追加してロゴおよびタグライン付きのロゴを改変してはなりません。ロゴには何も接触してはなりません。
- 可読性を維持するため、ロゴの長さを0.5インチより短くしてはいけません。
- 可読性を維持するため、タグライン付きのロゴの長さは1.5インチよりも短くしてはいけません。

IIBAロゴおよびタグライン付きのIIBAロゴ

専門家や組織は、いかなる目的であれ、ロゴを使用するには事前にIIBAと協議する必要があります。マークの使用にあたっては、使用するすべての媒体にマークの使用目的を明記し、マークの所有権をIIBAに帰属させなければなりません。

IIBA登録商標および商標

以降で説明するIIBAの商標類は、いかなる印刷物(記事、レター、表記なども含む)で使用する場合にも、その初出時には、次のように、括弧内に略語を付記したうえでフルスペルで記述しなければなりません。

「International Institute of Business Analysis (IIBA)」

商標は、いかなる印刷物(記事、レター、表記なども含む)で使用する場合にも、「International Institute of Business Analysis™」のように、初出時には商標記号(™)を付して使用しなければなりません。2回目以降の使用時は、「International Institute of Business Analysis」のように記号なしで記述します。

登録商標は、いかなる印刷物(記事、レター、表記なども含む)で使用する場合にも、「IIBA®」のように、

初出時には登録商標記号(®)を付して使用しなければなりません。2回目以降の使用時は、「IIBA」のように記号なしで記述します。

すべての商標類について、最初の使用が見出しの場合は登録商標記号や商標記号を省略してもかまいません。ただしその場合には本文中の初出箇所に記号を付さなければなりません。

商標は、適切な商標記号とともに、形容詞として使用しなければなりません。複数形や所有格の形(「s」や「's」や「s」が後に付いた形)で使用してはなりません。

IIBAやInternational Institute of Business Analysisの前に「the」を付けてはなりません。

IIBA の支部のロゴ

IIBAの各支部は、ロゴの使用について適切なライセンスを得て、本書で述べるガイドラインを順守している場合に、IIBAの支部のロゴを使用することができます。

プロダクトや刊行物にIIBAの支部のロゴを使用できるのは、IIBAの支部だけです。状況がご不明の場合は、IIBAのchapter@iiba.org までお問い合わせください。

IIBAの支部のロゴ作成についてご不明の点は、chapter@iiba.orgまでお問い合わせください。

IIBAロゴに追加する支部名は、IIBAロゴの右側か左側に配置してください。右側に置く場合（推奨）には支部名を左揃えし、左側に置く場合には右揃えしてください。

支部名はIIBAロゴの高さの1/2とし、支部名の上端とIIBAロゴの上端を揃えます。

支部名の下に“Chapter”（支部）という語を入れ、“Chapter”の下端とIIBAロゴの下端を揃えます。“Chapter”は大文字の“C”で始めてください。

他の語句や画像を使用してはなりません。



アカデミックロゴ

IIBAアカデミック会員の商標

IIBAの会員商標は、いかなる印刷物（記事、レター、表記なども含む）で使用する場合にも、その初出時には、次のように、括弧内に略語を付記したうえでフルスペルで記述しなければなりません。

「International Institute of Business Analysis (IIBA) Academic Member」

商標は、いかなる印刷物（記事、レター、表記なども含む）で使用する場合にも、次のように、初出時には商標記号™を付して使用しなければなりません。

「International Institute of Business Analysis Academic Member™」

「IIBA Academic Member™」

最初の使用が見出しの場合は商標記号を省略してもかまいません。ただしその場合には本文中の初出箇所に記号を付さなければなりません。

商標は、適切な商標記号とともに、形容詞として使用しなければなりません。複数形や所有格の形（「s」や「's」や「s'」が後に付いた形）で使用してはなりません。

IIBAアカデミック会員ロゴの使用法

アカデミック会員は、ロゴの使用について適切なライセンスを得て、本書で述べるガイドラインを順守している場合に、ロゴを使用することができます。IIBAのアカデミック会員のみがプロダクトや刊行物に当該ロゴを使用できます。

アカデミック会員とは、IIBAに認定を申請し、IIBAから書面による認定を受けた専門学校や大学のことで

す。状況がご不明の場合は、IIBAの academic@iiba.org までお問い合わせください。

いかなる場合であっても、アカデミー会員のプロダクト、刊行物、またはサービスが、IIBAから承認、認定、後援、あるいは保証を受けているような表示や記述は、明示的にも暗黙的にも許可されません。ただし以下のような書き方であれば、アカデミー会員名と合わせて使用することが認められます。

「〈大学名〉は、IIBAのアカデミー会員です。」

このロゴはほかの機関に譲渡することはできません。

マークの使用にあたっては、使用するすべての媒体にマークの使用目的を明記し、マークの所有権をIIBAに帰属させなければなりません。



IIBA[®] Academic Certificate
in Business Analysis[™]

IIBA[®] Academic Diploma
in Business Analysis[™]

EEP のロゴ

EEP™ (Endorsed Education Provider™: 公認教育パートナー) は、ロゴの使用について適切なライセンスを得て、本書で述べるガイドラインを順守している場合に、EEPのロゴを使用することができます。

プロダクトや刊行物にEEPのロゴを使用できるのは、IIBAのEEPだけです。

EEPとは、教育パートナーとしてIIBAに認定を申請し、IIBAから書面による認定を受け、IIBAによって所定の費用の払い込みを正式に受理された教育機関または教育組織のことで、

貴社の状況がご不明の場合は、IIBAのEEP@iiba.org までお問い合わせください。

いかなる場合であっても、EEPのプロダクト、刊行物、またはサービスが、IIBAから承認、認定、後援、あるいは保証を受けているような書き方は、明示的にも暗黙的にも表明も提示もできません。ただし、次のような書き方であれば、EEPベンダー名とあわせて使用することが許可されます。

「〈機関・組織名〉はIIBAの公認教育パートナーです。」

著作権、商標、サービスマーク、または認定マークを使用する際は、「商標に関するその他の要件およびガイドライン」の項に示す最新のIIBAのスタンダードとガイドラインに従って、常に当該の著作権またはマーク類の所有権がIIBAに帰属することを適切に明示してください。

EEPのロゴを他の機関に譲渡することはできません。EEPのロゴの使用法についてご不明な点は、EEP@iiba.org までお問い合わせください。

マークの使用にあたっては、使用するすべての媒体にマークの使用目的を明記し、マークの所有権をIIBAに帰属させなければなりません。

 IIBA® Endorsed Education Provider™

 IIBA® Endorsed Education Provider
Endorsed Course™

 IIBA® Endorsed Education Provider
Registered Webinar™

 IIBA® Endorsed Education Provider
Endorsed Program™

EEP(公認教育パートナー)の商標

EEPの商標は、いかなる印刷物(記事、レター、表記なども含む)で使用する場合にも、その初出時には、次のように、括弧内に略語を付記したうえで、フルスペルで記述しなければなりません。

「Endorsed Education Provider (EEP)」

商標は、いかなる印刷物(記事、レター、表記なども含む)で使用する場合にも、次のように、初出時には商標記号(™)を付して使用しなければなりません。

「Endorsed Education Provider™」

「EEP™」

2回目以降の使用時は、次のように記号なしで記述します。

「Endorsed Education Provider」

「EEP」

最初の使用が見出しの場合は商標記号を省略してもかまいません。ただしその場合には本文中の初出箇所に記号を付さなければなりません。

商標は、適切な商標記号とともに、形容詞として使用しなければなりません。複数形や所有格の形(「s」や「's」や「s」が後に付いた形)で使用してはなりません。

スポンサーのロゴ

スポンサーとは、IIBA本部のスポンサーシッププログラムが迎え入れた機関または組織のことです。

マークの使用にあたっては、使用するすべての媒体にマークの使用目的を明記し、マークの所有権をIIBAに帰属させなければなりません。貴社の状況がご不明の場合は、IIBAのsponsorship@iiba.orgまでお問い合わせください。

著作権、商標、サービスマーク、または認定マークを使用する際は、「商標に関するその他の要件およびガイドライン」の項に示す最新のIIBAのスタンダードとガイドラインに従って、常に当該の著作権またはマーク類の所有権がIIBAに帰属することを適切に明示してください。

スポンサーのロゴについての詳細は、sponsorship@iiba.org までお問い合わせください。マークのご要望をいただきましたら、ライセンス供与プロセスについてご案内します。



SIGのロゴ

SIG (Special Interest Group)とは、特定の業界内のビジネスアナリシスに注力するIIBAビジネスアナリストのコミュニティです。地域別に設立され、産業全体を対象とするIIBA支部とは異なり、SIGは仮想のコミュニティです。

IIBA SIGは、ガイドラインを順守し、適切にロゴのライセンスを受けた場合、IIBA SIGロゴを使用することができます。



CBAP (Certified Business Analysis Professional) のロゴとタグライン付きCBAPロゴ

CBAP® (Certified Business Analysis Professional™) 資格保有者は、ロゴの使用について適切なライセンスを得て、本書で述べるガイドラインを順守している場合に、CBAP®ロゴを使用することができます。

CBAP®の資格は、ビジネスアナリシスに関する広範な経験を保持していることを認定された専門家に授与されます。

このロゴを使用できるのは、CBAP®の資格を授与された者だけです。自身の状況がご不明の場合には、IIBAのcertification@iiba.org までお問い合わせください。

他の専門家および組織は、いかなる目的であれ、CBAP®ロゴを使用するには事前にIIBAと協議する必要があります。ただし、どのような協議を行っても、そうした専門家または組織に自らをCBAP®資格保有者と称する許可を与えるものではありません。マークの使用にあたっては、使用するすべての媒体にマークの使用目的を明記し、マークの所有権をIIBAに帰属させなければなりません。



CBAP® Certified Business Analysis Professional™



CBAP®

CBAP (Certified Business Analysis Professional) の商標

CBAP®の商標は、いかなる印刷物（記事、レター、表記なども含む）で使用する場合にも、その初出時には、次のように、括弧内に略語を付記したうえでフルスペルで記述しなければなりません。

「Certified Business Analysis Professional™ (CBAP®)」

商標は、いかなる印刷物（記事、レター、表記なども含む）で使用する場合にも、次のように、初出時には商標記号(™)を付して使用しなければなりません。

「Certified Business Analysis Professional™」

2回目以降の使用時は、次のように記号なしで記述します。

「Certified Business Analysis Professional」

登録商標は、いかなる印刷物（記事、レター、表記なども含む）で使用する場合にも、次のように**毎回必ず**、登録商標記号(®)を付して使用しなければなりません。

「CBAP®」

最初の使用が見出しの場合は商標記号を省略してもかまいません。ただしその場合には本文中の初出箇所に記号を付さなければなりません。

商標は、適切な商標記号とともに、形容詞として使用しなければなりません。複数形や所有格の形（「s」や「's」や「s'」が後に付いた形）で使用してはなりません。たとえば、CBAP®資格保有者を表すには、「CBAP® Recipients」ではなく、「CBAP® Recipients」と表現しなければなりません。

CBAP®マークを使用するためには、その帰属を付記する必要がありますが、それが個人や組織にCBAP®資格を授与するものではありません。CBAP®資格保有者を含む第三者がCBAP®認定マークを使用した資料を作成する際には、以下の告知を必ず付記してください。

「CBAP®は、International Institute of Business Analysis (IIBA) の登録認定マークです。この認定マークは、IIBAの許可を得たうえで使用しています。」

Certified Business Analysis ProfessionalおよびCBAPマークの使用法

1. Certified Business Analysis Professional™ (CBAP®)を初めて使用する場合、左記に示すように、必ず「™」と「®」を付記しなければなりません。その後は「™」を省略できますが、CBAP®には必ず「®」を付記しなければなりません。

（肩書きの一部として使用する場合のみ例外とされます。以下参照）

2. CBAP®の資格保有者が肩書きの一部として使用する場合、「®」は必要ではありません。また、商標、登録マーク、認定マークを、認定を受けた個人名の後に表示する**だけ**の場合、告知は必要ありません。

例 : Joseph Bryant, CBAP

CCBA(Certification of Competency in Business Analysis)ロゴとタグライン付き CCBAロゴ

CCBA[®](Certification of Competency in Business Analysis[™])資格保有者は、ロゴの使用について適切なライセンスを得て、本書で述べるガイドラインを順守している場合に、CCBA[®]ロゴを使用することができます。

CCBA[®]は、ビジネスアナリシスを実践しながら、その専門知識とスキルの公式な認定を望む専門家を認定する資格です。

このロゴを使用できるのは、CCBA[®]の資格を授与された者だけです。自身の状況がご不明の場合には、IIBAのcertification@iiba.org までお問い合わせください。

他の専門家および組織は、いかなる目的であれ、CCBA[®]ロゴを使用するには事前にIIBAと協議する必要があります。ただし、どのような協議を行っても、そうした専門家または組織に自らをCCBA[®]資格保有者と称する許可を与えるものではありません。マークの使用にあたっては、使用するすべての媒体にマークの使用目的を明記し、マークの所有権をIIBAに帰属させなければなりません。



CCBA(Certification of Competency in Business Analysis)の商標

CCBA[®]の商標は、いかなる印刷物(記事、レター、表記なども含む)で使用する場合にも、その初出時には、次のように、括弧内に略語を付記したうえでフルスペルで記述しなければなりません。

「Certification of Competency in Business Analysis[™] (CCBA[®])」

商標は、いかなる印刷物(記事、レター、表記なども含む)で使用する場合にも、次のように、初出時には商標記号(™)を付して使用しなければなりません。

「Certification of Competency in Business Analysis[™]」

2回目以降の使用時は、次のように記号なしで記述します。

「Certification of Competency in Business Analysis」

登録商標は、いかなる印刷物(記事、レター、表記なども含む)で使用する場合にも、次のように**毎回必ず**、登録商標記号(®)を付して使用しなければなりません。

「CCBA[®]」

最初の使用が見出しの場合は商標記号を省略してもかまいません。ただしその場合には本文中の初出箇所に記号を付さなければなりません。

商標は、適切な商標記号とともに、形容詞として使用しなければなりません。複数形や所有格の形（「s」や「's」や「s'」が後に付いた形）で使用してはなりません。たとえば、CCBA®資格保有者を表すには、「CCBA® Recipients」ではなく、「CCBA® Recipients」と表現しなければなりません。

CCBA®マークを使用するためには、その帰属を付記する必要がありますが、それが個人や組織にCCBA®資格を授与するものではありません。CCBA®資格保有者を含む第三者がCCBA®認定マークを使用した資料を作成する際には、以下の告知を必ず付記してください。

「CCBA®は、International Institute of Business Analysis (IIBA) の登録認定マークです。この認定マークは、IIBAの許可を得たうえで使用しています。」

Certification of Competency in Business Analysis およびCCBAマークの使用法

1. Certification of Competency in Business Analysis™ (CCBA®)を初めて使用する場合、左記に示すように、必ず「™」と「®」を付記しなければなりません。その後は「™」を省略できますが、CCBA®には必ず「®」を付記しなければなりません。

（肩書きの一部として使用する場合のみ例外とされます。以下参照）

2. CCBA®の資格保有者が肩書きの一部として使用する場合、「®」は必要ではありません。また、商標や認定マークを、認定を受けた個人名の後に表示する**だけ**の場合、告知は必要ありません。

例 : Joseph Bryant, CCBA

BABOK®の商標

BABOK®の商標は、いかなる印刷物（記事、レター、表記なども含む）で使用する場合にも、その初出時には、次のように、括弧内に略語を付記したうえでフルスペルで記述しなければなりません。

「*Business Analysis Body of Knowledge®ガイド*」 (*BABOK®ガイド*)

登録商標は、いかなる印刷物（記事、レター、表記なども含む）で使用する場合にも、次のように**毎回必ず**、登録商標記号(®)を付して使用しなければなりません。

「*BABOK®ガイド*」

「*Business Analysis Body of Knowledge®ガイド*」

最初の使用が見出しの場合は商標記号を省略してもかまいません。ただしその場合には本文中の初出箇所に記号を付さなければなりません。

登録マークは形容詞として扱い、複数形や所有格の形（「s」や「's」や「s'」が後に付いた形）で使用してはなりません。

「*BABOK®ガイド*」および「*Business Analysis Body of Knowledge®ガイド*」は、常にイタリック体で表記しなければなりません。

商標に関するその他の要件およびガイドライン

IIBAのマークを使用する際は、上記の要件に加えて、以下の要件およびガイドラインに従う必要があります。

1. 文章に上記の商標の一部のみが含まれている場合は、次のように使用した商標のみを記載する。

「IIBA®は、International Institute of Business Analysisの登録商標です。」

2. 第三者 (IIBA以外) が、以下の商標を資料の中で使用する場合、次のように、その帰属を記述する。

「IIBA®、IIBA®のロゴ、BABOK®、およびBusiness Analysis Body of Knowledge®は、International Institute of Business Analysisの登録商標です。これらの商標は、International Institute of Business Analysisの許可を得たうえで使用しています。」

文章に上記の商標の一部のみが含まれている場合は、次のように商標を個々に示す。

「IIBA®はInternational Institute of Business Analysisの登録商標です。この商標は、International Institute of Business Analysisの許可を得たうえで使用しています。」

3. IIBAのマークの完全性を保持する。

これらのマークを使用する場合、IIBAおよびそのマーク、あるいはそのプロダクトやサービスなどの信用を貶めてはならない。また、個人や組織のIIBAとのつながりや、個人や企業、またそのプロダクトやサービスに対するIIBAの後援や承認について、誤解を招く表現をしてはならない。

4. 商標の表記記号を正確に使用する。

商標に該当するマーク (EEP™など) を記載する場合は、「™」という記号を使用すること。この記号は、マークの右に上付き文字で配置する。これは、通信文、文書、パッケージ、その他の資料など、媒体によらずすべての商標に適用しなければならない。^{*注}

5. 登録商標と登録認定マークの表記記号を正確に使用する。

登録商標または登録認定マークに該当するマーク (IIBA®など) を記載する場合は、「®」という記号を使用すること。この記号は、マークの右に上付き文字で置く。これは、通信文、文書、パッケージ、その他の資料など、媒体によらず、すべての登録商標または登録認定マークに適用しなければならない。^{*注}

6. 常にマークを正確に表示する。

マークを変更したり、修正したりすることは許されない。またマークが本ポリシーで示した形式から逸脱することも許されない。

7. IIBAのマークを他とは明確に区別する。

IIBAのマークは、その他のロゴ、商標、サービスマーク、登録された著作権マークおよび名前とは切り離して使用しなければならない。

禁止事項

IIBAのマークが、IIBAの組織、およびそのプロダクトとサービスを他と明確に区別するという目的を果たし続けるために、以下のことを禁止します。

1. IIBAのマークのいずれかと混同する可能性のある、あらゆる名前、ロゴ、商標、記号、フレーズ、ブランド、ドメイン名、あるいはその他のビジネス、プロダクト、サービスの識別子などを開発、採用、使用、登録すること。
2. IIBAのマークのいずれかを、ビジネス名、商号、会社名、ドメイン名、URL、電子メールアドレスの一部として使用すること。あるいはプロダクトやサービスと関連付けること。

一般事項

IIBAは、マークの使用に関するガイダンスの要請には、通常は対応いたしません。マークのいずれかについて、意図した使用方法が本ポリシーに適合するかどうか確認したい場合は、それぞれの弁護士にご相談ください。

故意かどうかに関わらず、これらのガイドラインに従わない組織に対して、法の及ぶ最大限の範囲までIIBAが告訴する可能性があります。IIBAは、IIBAのマークを不適切に使用したり、本ポリシーに従わなかったりする場合、それに対して法的措置を取る権限を有しています。

*注 IIBAのマークが登録された場合、IIBAはこのポリシーを改訂することがあります。

付録A IIBAのフォント

IIBAは、印刷資料に用いるフォントとしてCambriaファミリーを選択しています。このフォントは、パンフレット、小冊子、広告、ホワイトペーパー、トレードショーの掲示文、プレゼンテーション資料、書簡など、ここで挙げた例に限定せずあらゆる印刷資料に使用します。こうしてフォントを揃えることによって、あらゆるコミュニケーションにおいて、外観と雰囲気を一貫させやすくなります。さらに、パンフレットやプレゼンテーション資料などの少量の印刷資料のフォントには、Frutigerファミリーを使用することもできます。

Webおよび電子媒体用の2次フォント

Cambriaフォントが使用できない場合の代替フォントの第一の選択肢は、Open Sans <http://www.google.com/webfonts/specimen/Open+Sans> あるいは <http://www.fontsquirrel.com/fonts/open-sans> です。これも使用できない場合は、Calibri、Arial(サンセリフ体)、あるいはTimes New Roman(セリフ体)が使用できます。また、Myriad Pro(サンセリフ体)とKepler(セリフ体)を所有していない人がセールスレターやプレゼンテーション資料、電子メールなどの視覚的コミュニケーション資料を作成する場合も、この2次フォントを使用してください。

色の仕様



Pantone 425 C, R: 101 G: 105 B: 104
C: 60 M: 50 Y: 50 K: 19



Pantone 166 C, R: 244 G: 123 B: 32
C: 0 M: 64 Y: 100 K: 0



Pantone 532 C, R: 24 G: 60 B: 71
C: 100 M: 80 Y: 70 K: 25



Pantone 294 C, R: 0 G: 85 B: 150
C: 100 M: 58 Y: 0 K: 21

書体の仕様

新たに使用するのはFrutigerというフォントファミリーです。

タイトルフォント

(カーニング -50)

Frutiger 75 Black

ロゴ脇のタイトルフォント

(カーニング 0)

Frutiger 57 Condensed & Bold Condensed

本文フォント

Frutiger 47 Light Condensed 10/14/-10

小見出し

Frutiger 67 Bold Condensed 10/18

見出し

Times Bold Italic 16/26

※日本支部注:このフォントは英文で使用するものです。